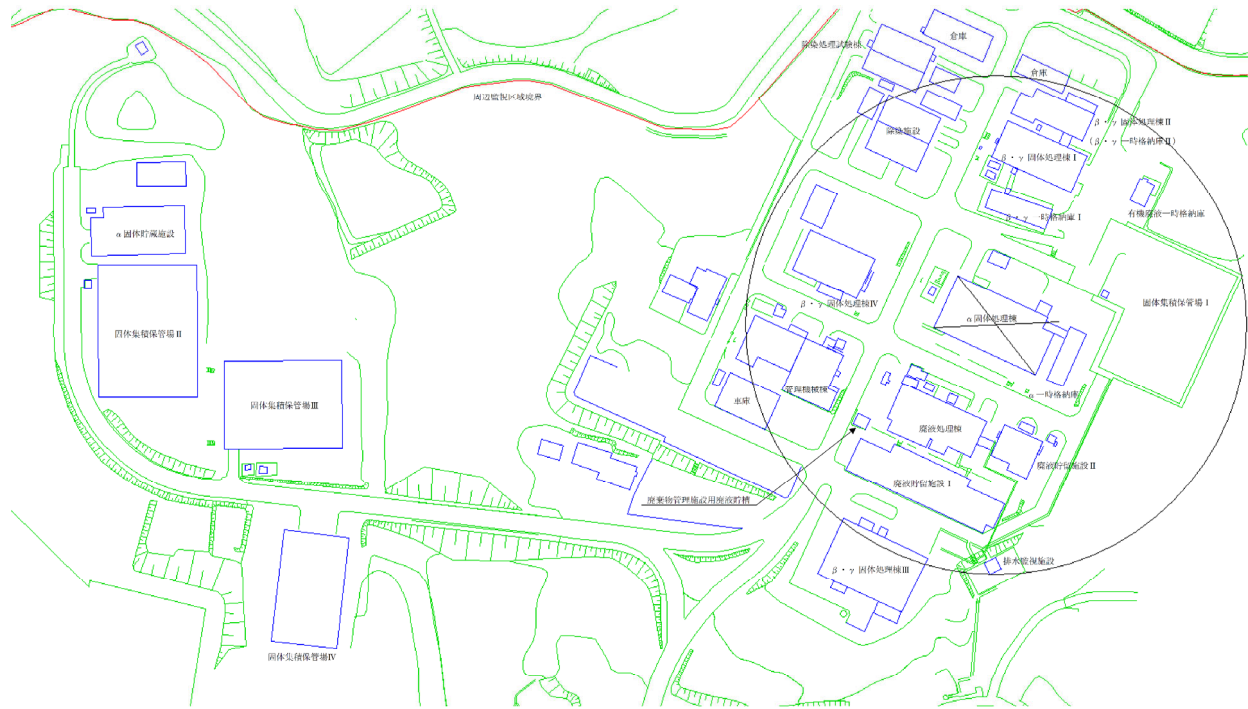


変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>表 1 廃棄物管理施設の航空機落下確率 省略</p> <p style="text-align: right;">別紙 8 - <u>6</u></p> <p>廃棄物管理施設の離隔距離の位置に航空機が落下した際の影響の評価</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止に係る評価のうち、廃棄物管理施設の離隔距離の位置に航空機が落下した際の影響として、発生する火災による影響評価した。</p> <p>1. 標的面積及び離隔距離について～ 5. 廃棄物管理施設以外の施設の火災との重畳について 省略</p> <p>別表 1 各施設及びエリアの標的面積並びに遠隔距離～ 別表 4 AS332L1 が落下した場合の評価結果 省略</p>	<p>表 1 廃棄物管理施設の航空機落下確率 変更なし</p> <p style="text-align: right;">別紙 8 - <u>5</u></p> <p>廃棄物管理施設の離隔距離の位置に航空機が落下した際の影響の評価</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止に係る評価のうち、廃棄物管理施設の離隔距離の位置に航空機が落下した際の影響として、発生する火災による影響を評価した。</p> <p>1. 標的面積及び離隔距離について～ 5. 廃棄物管理施設以外の施設の火災との重畳について 変更なし</p> <p>別表 1 各施設及びエリアの標的面積並びに遠隔距離～ 別表 4 AS332L1 が落下した場合の評価結果 変更なし</p>	<p>番号の繰上げ</p>

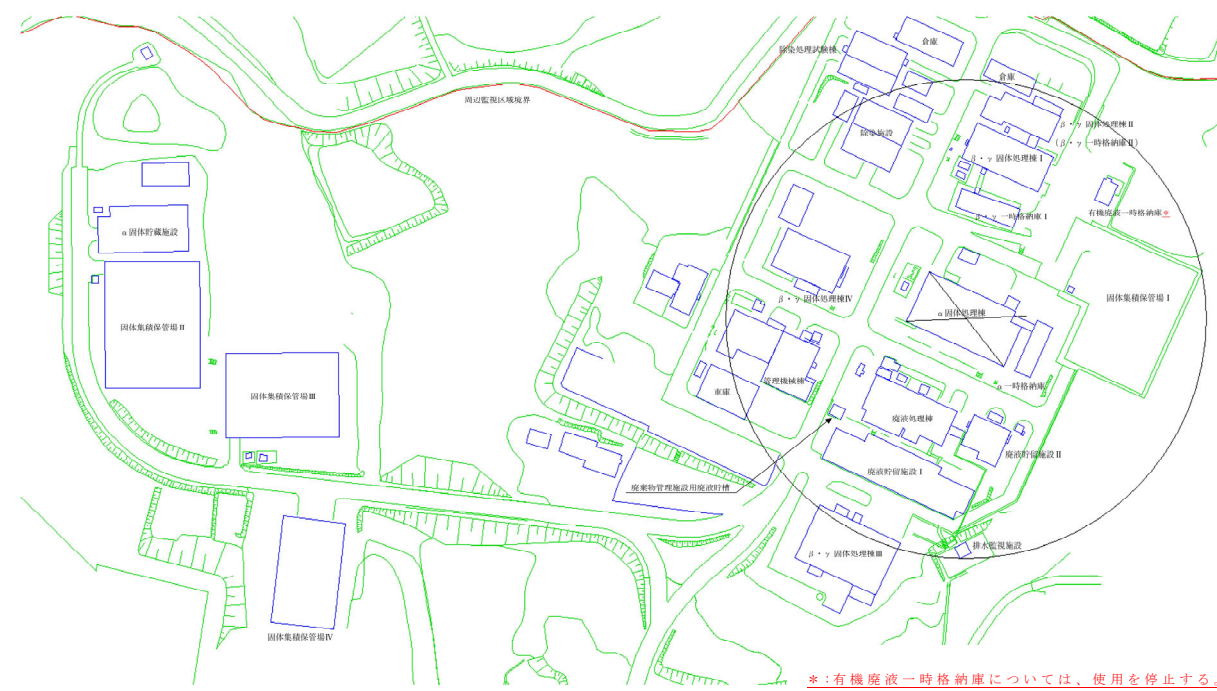
変更前（既許可）

変更後

備考



別図1 α 固体処理棟と半径100mの円内の施設との関係



別図1 α 固体処理棟と半径100mの円内の施設との関係

有機廃液一時格納庫の使用の停止



別図2 α 一時格納庫と半径100mの円内の施設との関係



別図2 α 一時格納庫と半径100mの円内の施設との関係

有機廃液一時格納庫の使用の停止

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別図3 廃液貯留施設Ⅱと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図3 廃液貯留施設Ⅱと半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図4 廃液処理棟と半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図4 廃液処理棟と半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）



別図5 廃液貯留施設1と半径100mの円内の施設との関係

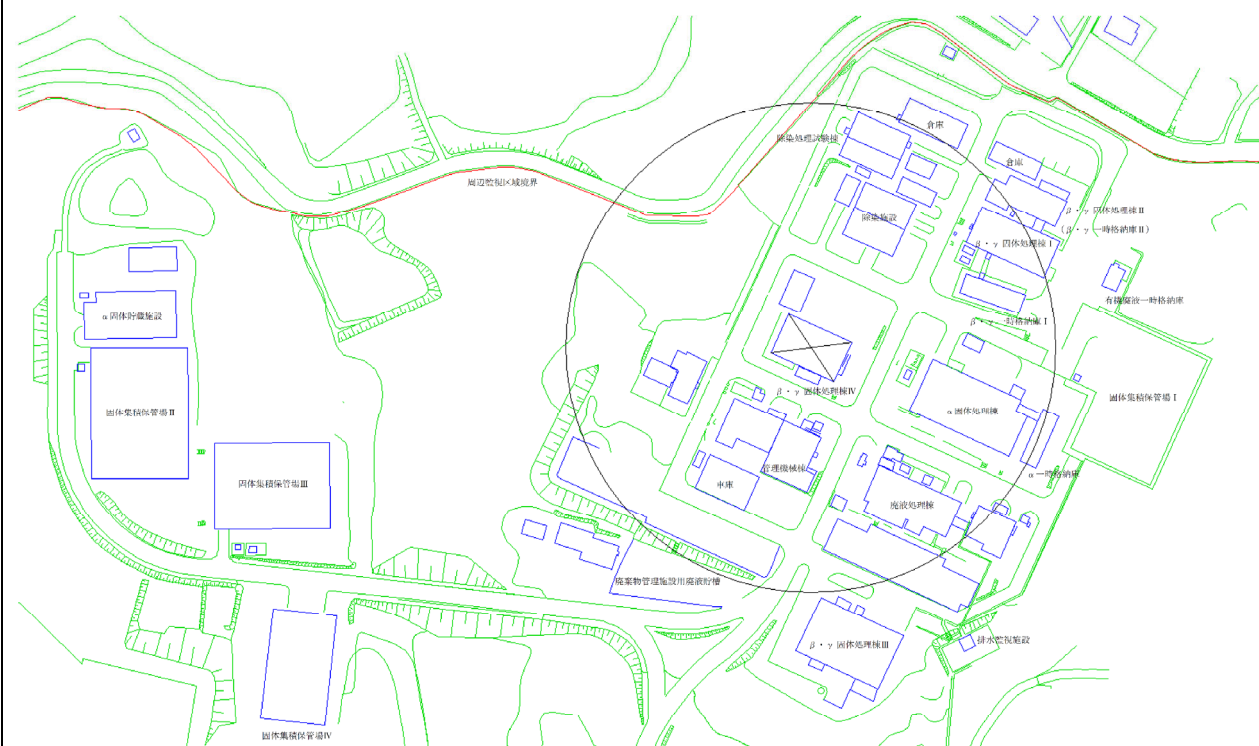
変更後



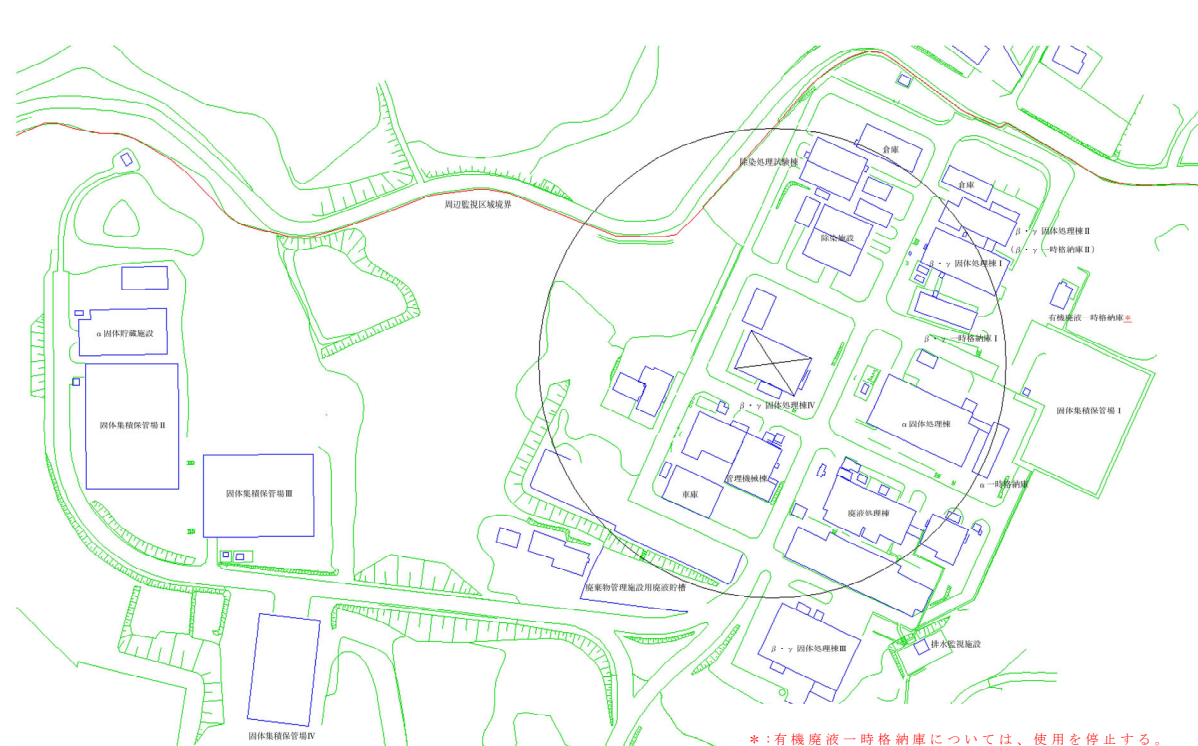
*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

別図5 廃液貯留施設1と半径100mの円内の施設との関係

有機廃液一時格納庫の使用の停止



別図6 β・γ固体処理棟IVと半径100mの円内の施設との関係



*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

別図6 β・γ固体処理棟IVと半径100mの円内の施設との関係

有機廃液一時格納庫の使用の停止


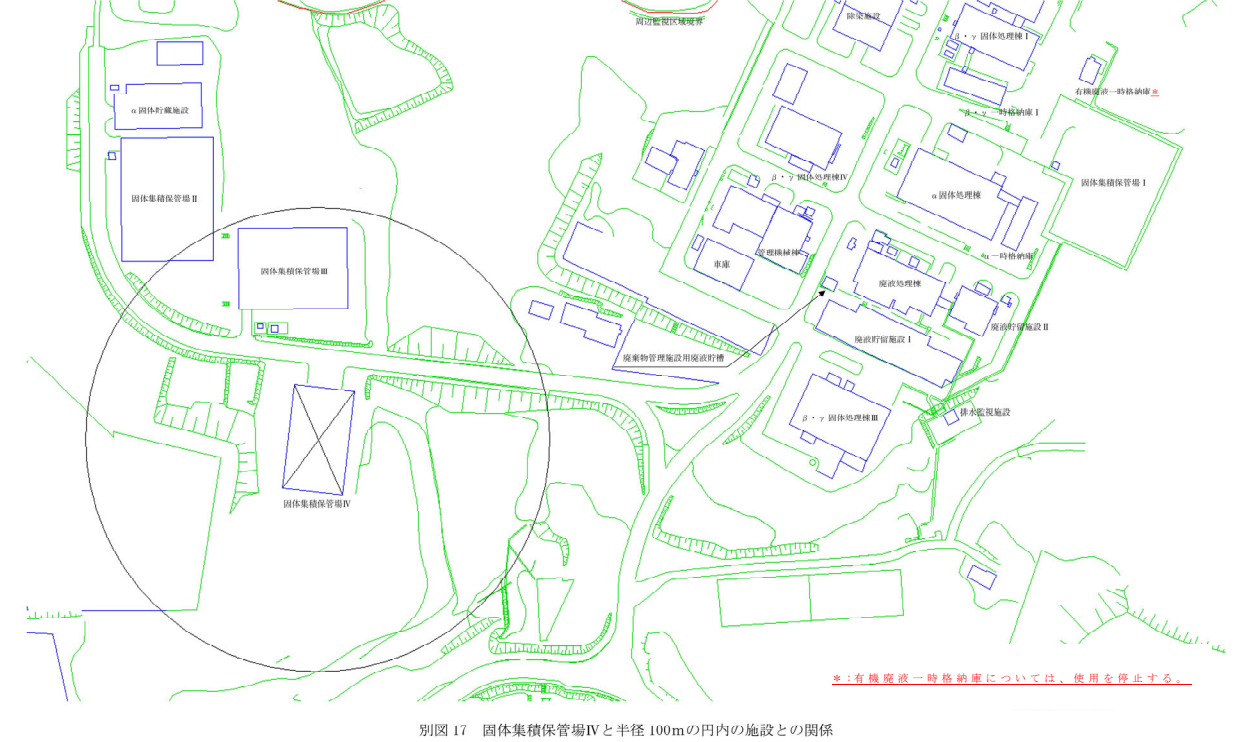

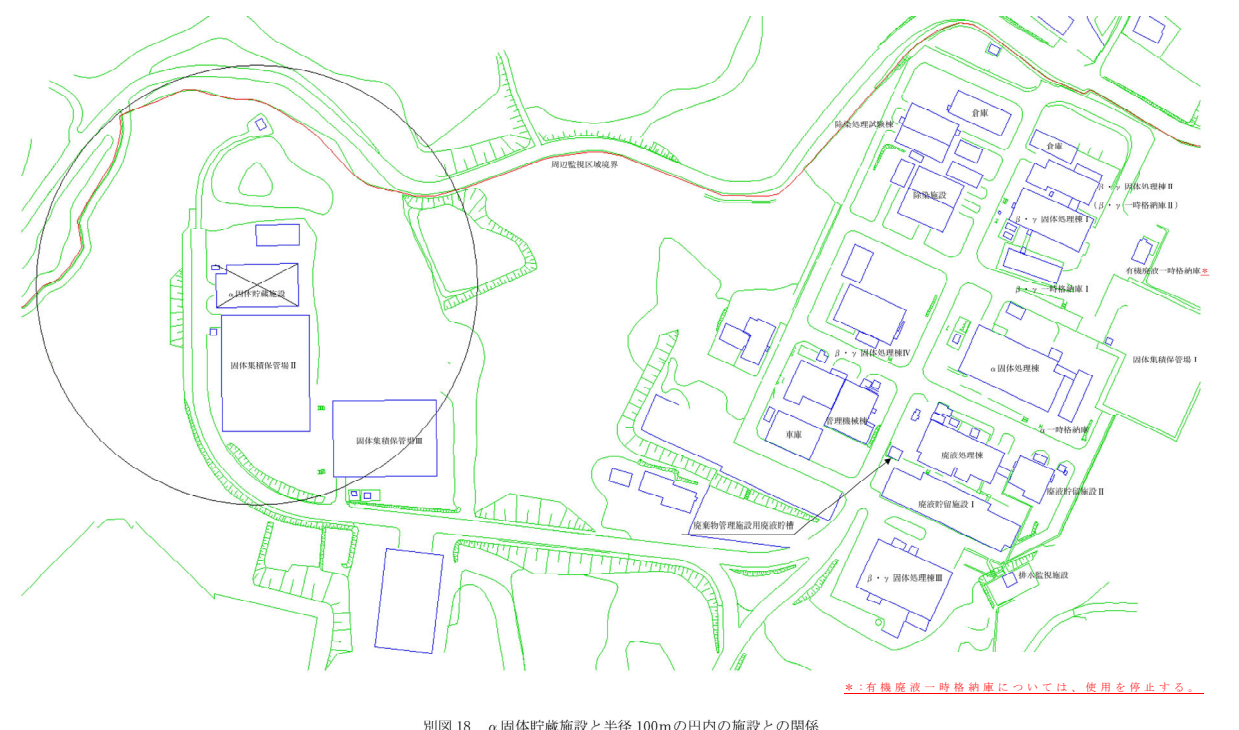
変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別図7 排水監視施設と半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図7 排水監視施設と半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図8 $\beta \cdot \gamma$一時格納庫Iと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図8 $\beta \cdot \gamma$一時格納庫Iと半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>別図9 固体集積保管場Iと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図9 固体集積保管場Iと半径100mの円内の施設との関係</p> <p><u>※:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図10 β・γ 固体処理棟Iと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図10 β・γ 固体処理棟Iと半径100mの円内の施設との関係</p> <p><u>※:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別図 11 β・γ 固体処理棟Ⅱと半径 100m の円内の施設との関係</p>	<p>別図 11 β・γ 固体処理棟Ⅱと半径 100m の円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図 12 有機廃液一時格納庫と半径 100m の円内の施設との関係</p>	<p>別図 12 有機廃液一時格納庫と半径 100m の円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>別図 13 管理機械棟と半径 100m の円内の施設との関係</p>	<p>別図 13 管理機械棟と半径 100m の円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図 14 β・γ 固体処理棟Ⅲと半径 100m の円内の施設との関係</p>	<p>別図 14 β・γ 固体処理棟Ⅲと半径 100m の円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>別図 15 固体集積保管場IIと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図 15 固体集積保管場IIと半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>別図 16 固体集積保管場IIIと半径100mの円内の施設との関係</p>	<p>別図 16 固体集積保管場IIIと半径100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
 <p>別図 17 固体集積保管場Ⅳと半径 100mの円内の施設との関係</p>	 <p>別図 17 固体集積保管場Ⅳと半径 100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
 <p>別図 18 α固体貯蔵施設と半径 100mの円内の施設との関係</p>	 <p>別図 18 α固体貯蔵施設と半径 100mの円内の施設との関係</p> <p>*:有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>別紙 8 - <u>7</u> 敷地内にある湖について、決壊した際の影響評価 省略</p>	<p>別紙 8 - <u>6</u> 敷地内にある湖について、決壊した際の影響評価 変更なし</p>	<p>番号の繰上げ</p>
<p>別紙 8 - <u>8</u> 廃棄物管理施設における外部火災（タンクローリ）について 省略</p>	<p>別紙 8 - <u>7</u> 廃棄物管理施設における外部火災（タンクローリ）について 変更なし</p>	<p>番号の繰上げ</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>第九条（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止） 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 省略</p> <p>第9条（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止） 1 第9条に規定する「廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、敷地内の人による核物質の不法な移動や妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆破物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロが含まれる。</p> <p>2 第9条に規定する「防止するための設備」とは、例えば、人がみだりに管理区域に立ち入らないように壁、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備等を設けることをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 省略</p>	<p>第九条（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止） 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 変更なし</p> <p>第9条（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止） 1 第9条に規定する「廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、敷地内の人による核物質の不法な移動や妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆破物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロが含まれる。</p> <p>2 第9条に規定する「防止するための設備」とは、例えば、人がみだりに管理区域に立ち入らないように壁、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備等を設けることをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 変更なし</p>	

変更前（既許可）	変更後	備考
<p data-bbox="172 243 1249 394"> 第十条（核燃料物質の臨界防止） 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。 </p> <p data-bbox="172 426 1338 684"> 適合のための設計方針 第1項について 廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、取り扱う固体廃棄物中の容器あたりの核燃料物質の重量を制限していることから、臨界に達するおそれがない設計である。 </p> <div data-bbox="477 779 1032 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 添付書類五の下記項目参照 臨界防止に対する設計（1.9項） </div> <p data-bbox="172 961 284 999">（本文）</p> <p data-bbox="172 1056 1338 1850"> 3 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）において廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）及び大洗研究所（南地区）並びに国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター及び日本核燃料開発株式会社における原子炉の運転、核燃料物質の使用及びこれらの施設の廃止に伴って発生し、その処理を行うために受け入れる液体廃棄物及び固体廃棄物並びに放射線障害防止のためにこれら进行处理して容器に封入又は固型化した廃棄物（以下「廃棄体」という。）である。 廃棄物管理施設で受け入れて処理を行う放射性廃棄物は、発火、爆発性の無い安全性の確認されたもの、中性子モニタリングを必要としないものとする。 なお、廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、次のとおり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはない。 </p>	<p data-bbox="1368 243 2445 394"> 第十条（核燃料物質の臨界防止） 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。 </p> <p data-bbox="1368 426 2525 684"> 適合のための設計方針 第1項について 廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、取り扱う固体廃棄物中の容器あたりの核燃料物質の重量を制限していることから、臨界に達するおそれがない設計である。 </p> <div data-bbox="1673 779 2228 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 添付書類五の下記項目参照 臨界防止に対する設計（1.9項） </div> <p data-bbox="1368 961 1486 999">（本文）</p> <p data-bbox="1368 1056 2534 1850"> 3 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）において廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）及び大洗研究所（南地区）並びに国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター及び日本核燃料開発株式会社における原子炉の運転、核燃料物質の使用及びこれらの施設の廃止に伴って発生し、その処理を行うために受け入れる液体廃棄物及び固体廃棄物並びに放射線障害防止のためにこれら进行处理して容器に封入又は固型化した廃棄物（以下「廃棄体」という。）である。 廃棄物管理施設で受け入れて処理を行う放射性廃棄物は、発火、爆発性の無い安全性の確認されたもの、中性子モニタリングを必要としないものとする。 なお、廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、次のとおり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはない。 </p>	

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>A 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>a 種類</p> <p>a) 処理を行う放射性廃棄物</p> <p>液体廃棄物</p> <p>放出前廃液 ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 A ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 B ; 除染廃液、実験廃液等</p> <p><u>液体廃棄物 C ; 実験廃液等</u></p> <p>固体廃棄物</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物 (廃樹脂、チャコールフィルタ等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (エアフィルタ類等)</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物 (セル内除染資材類、廃樹脂等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (照射キャプセル解体片、照射試験片等)</p> <p>α 固体廃棄物</p> <p>α 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物 (チャコールフィルタ等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (エアフィルタ類等)</p> <p>α 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物 (セル内除染資材類等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (照射キャプセル解体片、照射試験片等)</p> <p>b) 管理を行う廃棄体</p> <p>廃棄物パッケージ</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージ</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージ</p> <p>保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量</p> <p>液体廃棄物 ; <u>9,400m³</u>/年</p> <p>固体廃棄物 ; 845m³/年</p> <p>b) 最大管理能力</p> <p>廃棄体 ; 8,559m³</p> <p>(200リットルドラム缶換算42,795 本相当)</p>	<p>A 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>a 種類</p> <p>a) 処理を行う放射性廃棄物</p> <p>液体廃棄物</p> <p>放出前廃液 ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 A ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 B ; 除染廃液、実験廃液等</p> <p>固体廃棄物</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物 (廃樹脂、チャコールフィルタ等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (エアフィルタ類等)</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物 (セル内除染資材類、廃樹脂等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (照射キャプセル解体片、照射試験片等)</p> <p>α 固体廃棄物</p> <p>α 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物 (チャコールフィルタ等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (エアフィルタ類等)</p> <p>α 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物 (セル内除染資材類等)</p> <p>不燃性雑廃棄物 (照射キャプセル解体片、照射試験片等)</p> <p>b) 管理を行う廃棄体</p> <p>廃棄物パッケージ</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージ</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージ</p> <p>保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量</p> <p>液体廃棄物 ; <u>5,400m³</u>/年</p> <p>固体廃棄物 ; 845m³/年</p> <p>b) 最大管理能力</p> <p>廃棄体 ; 8,559m³</p> <p>(200リットルドラム缶換算42,795 本相当)</p>	<p>液体廃棄物Cの削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。</p> <p>液体廃棄物</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1 ; 3.7×10^4 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^5 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*2 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項bにおいて同じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{-1} Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>液体廃棄物 A</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^1 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>液体廃棄物 B</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^4 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p><u>液体廃棄物 C</u></p> <p><u>トリチウム ; 3.7×10^5 Bq/cm³</u></p> <p><u>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</u></p> <p>固体廃棄物</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器*3</p>	<p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。</p> <p>液体廃棄物</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1 ; 3.7×10^4 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*2 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項bにおいて同じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{-1} Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>液体廃棄物 A</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^1 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>液体廃棄物 B</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^4 Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10^3 Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 1×10^{-2} Bq/cm³</p> <p>固体廃棄物</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器*3</p>	<p>液体廃棄物Cの削除に伴う変更</p> <p>液体廃棄物Cの削除</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3} ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>固体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって次に示す値未満^{*4}又は以下^{*5}となるように区分して受け入れる。</p> <p>β・γ固体廃棄物A 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>β・γ固体廃棄物B アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3}</p> <p>α固体廃棄物A 容器表面の線量率 ; $500 \mu\text{Sv/h}$ アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^7 Bq/容器^{*3}</p> <p>α固体廃棄物B アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3} アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3}</p> <p>ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>注) *3：容器の基準容積；20リットル（次項bにおいて同じ。） *4：β・γ固体廃棄物A、α固体廃棄物Aの区分において適用する。 *5：β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物Bの区分において適用する。</p> <p>b 管理を行う廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。 廃棄物パッケージ及び保管体 アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3} アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3} ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>上記に加え廃棄物パッケージは、その性状、含まれる放射性物質の</p>	<p>アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3} ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>固体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって次に示す値未満^{*4}又は以下^{*5}となるように区分して受け入れる。</p> <p>β・γ固体廃棄物A 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>β・γ固体廃棄物B アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3}</p> <p>α固体廃棄物A 容器表面の線量率 ; $500 \mu\text{Sv/h}$ アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^7 Bq/容器^{*3}</p> <p>α固体廃棄物B アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3} アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3}</p> <p>ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>注) *3：容器の基準容積；20リットル（次項bにおいて同じ。） *4：β・γ固体廃棄物A、α固体廃棄物Aの区分において適用する。 *5：β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物Bの区分において適用する。</p> <p>b 管理を行う廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。 廃棄物パッケージ及び保管体 アルファ線を放出しない放射性物質 ; 3.7×10^{13} Bq/容器^{*3} アルファ線を放出する放射性物質 ; 3.7×10^{12} Bq/容器^{*3} ただし、プルトニウム1g/容器^{*3}、核分裂性物質4g/容器^{*3}</p> <p>上記に加え廃棄物パッケージは、その性状、含まれる放射性物質の</p>	

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>種類及び量によって以下の値を超えないように区分して保管管理する。</p> <p>廃棄物パッケージ</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第10条（核燃料物質の臨界防止）</p> <p>1 第10条に規定する「臨界を防止するために必要な措置」とは、取り扱う放射性廃棄物に含まれる核燃料物質の量等によって臨界のおそれがある場合は、次の対策が講じられていることという。</p> <p>一 廃棄物管理施設における単一ユニットは、技術上想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が講じられていること。</p> <p>二 廃棄物管理施設内に単一ユニットが二つ以上存在する場合には、ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し、技術上想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が講じられていること。</p> </div> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはなく、臨界を防止する対策を講じる必要はない。</p> <p><第十條まとめ資料> 省略</p>	<p>種類及び量によって以下の値を超えないように区分して保管管理する。</p> <p>廃棄物パッケージ</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージ 容器表面の線量率 ; 2mSv/h</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第10条（核燃料物質の臨界防止）</p> <p>1 第10条に規定する「臨界を防止するために必要な措置」とは、取り扱う放射性廃棄物に含まれる核燃料物質の量等によって臨界のおそれがある場合は、次の対策が講じられていることという。</p> <p>一 廃棄物管理施設における単一ユニットは、技術上想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が講じられていること。</p> <p>二 廃棄物管理施設内に単一ユニットが二つ以上存在する場合には、ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し、技術上想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が講じられていること。</p> </div> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはなく、臨界を防止する対策を講じる必要はない。</p> <p><第十條まとめ資料> 変更なし</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>第十一条 (安全機能を有する施設) 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設については、その安全機能の喪失を仮定して重要度を区分し、必要な安全機能を確保する設計とする。 安全機能を有する施設の内、機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。 安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。そのため、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>第2項について 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、<u>商用電源の受電設備、放送設備、またモニタリング設備のうち、モニタリングポスト及びモニタリングカーがある。</u></p>	<p>第十一条 (安全機能を有する施設) 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設については、その安全機能の喪失を仮定して重要度を区分し、必要な安全機能を確保する設計とする。 安全機能を有する施設の内、機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。 安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。そのため、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>第2項について 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、<u>商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備並びに周辺監視区域用フェンスがある。</u> <u>このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミ</u></p>	<p>共用設備の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第3項について 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定で</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第4項について 当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針（1.1項） </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。 i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。 j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。 k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。 l) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p>	<p><u>リ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</u></p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第3項について 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第4項について 当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針（1.1項） </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。 i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。 j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。 k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。 l) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p>	<p>共用設備の見直し</p> <p>法令改正に伴う見直し</p>